

官報

省令

まき網漁業取締規則 二〇五

非鉄金属等需給動態統計の調査票の統計目的以外の使用について承認 二〇九

竹丸無線局の周波数及び空中線電力変更 二〇九

第一大鵬丸無線局の周波数及び空中線電力変更 二〇九

社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定 二一五

国際捕鯨取締條約の修正規定が効力を発生した旨の書簡 二一五

連合国財産管理人解任 二二六

愛媛県なかよし定期預金の細目等 二二六

鈴鹿玉垣郵便局移転 二二七

富良野南郵便局一時閉鎖 二二七

大釈迦郵便局に電話交換業務開始等 二二七

江曾島郵便局等に電話通話事務開始 二二七

彦根電話中継所廃止 二二七

宇治山田特別都市計画公園事業及びその執行年度制決定 二二七

文部省公告 二二七

金沢大学薬学部第三学年生補欠募集 二二六

省令

農林省令第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十五條の規定に基き、まき網漁業取締規則を次のように定める。昭和二十七年三月十三日 農林大臣 広川 弘輝

まき網漁業取締規則

(定義)

第一條 この省令で「大型まき網漁業」とは、総トン数六十トン以上のスクリーンを備える船舶によりまき網を使用して行う漁業をいい、指定中型まき網漁業とは、左の表の上欄に掲げる海区において総トン数十五トン以上六十トン未満の船舶によりまき網を使用してそれぞれ同表の下欄に掲げる魚類をとる漁業をいう。

Table with 4 columns: 名 (Name), 域 (Area), 魚類 (Fish Species), and 備 (Notes). Rows include 北部太平洋海区, 中部日本海海区, and 西部日本海海区.

(漁業の許可)

第二條 大型まき網漁業又は指定中型まき網漁業(以下「特殊まき網漁業」といふ)は、船舶ごとに、農林大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

(許可の申請)

第三條 特殊まき網漁業の許可を受けようとする者は、船舶ごとに、申請書(別記様式第一号)に左に掲げる書類を添えて農林大臣に提出しなければならない。

1 漁船登録簿の謄本及び漁船検査証書の写
2 申請者が法人である場合には定款及び登記簿の謄本
3 農林大臣は、前項の書類の外、許可をすることができるかの判断に必要

(起業の認可)

第四條 特殊まき網漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前には、あらかじめ農林大臣に対し船舶ごとに当該起業につき認可を申請することができる。

2 前項の起業の認可の申請は、申請書(別記様式第一号)に船舶件名書(様式第二号)及び前條第一項各号に掲げる書類を添えて農林大臣に提出するものとする。

3 第一項の申請については、前條第二項の規定を準用する。

4 農林大臣は、第一項の認可を受けたい者が当該認可に基き、当該船舶につき前條の規定による申請をした場合において、その申請の内容が当該認可の内容と同一であるときは、次條第一号から第三号までの各号のみに該当するに至つた場合を除き、第二條の許可をしななければならない。

5 第一項の認可を受けた者が、認可を受けた日から農林大臣の指定した期間内に前條の規定による申請をしたときは、当該認可は、その効力を失ふ。

(許可又は起業の認可をしない場合)
第五條 左の各号の一に該当する場合は、農林大臣は、第二條の許可又は前條第一項の認可をしない。
一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合
二 申請者が労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合
三 申請者が前二号に該当する者によつて実質上当該漁業の経営を支配されるに至るおそれがあると認められる場合
四 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
五 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

毎日文庫 明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A三 一、六二〇ケ
 二、四四〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十号
 第三富丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月四日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一〇九〇号
 二 免許人の氏名 窪谷とみ
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第三富丸(主たる停泊港 銚子)
 九 呼出名称 第三富丸(主たる停泊港 銚子)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A三 一、六二〇ケ
 二、四四〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十一号
 第二金剛丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月九日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一七〇一号
 二 免許人の氏名 武田光五郎
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第二金剛丸(主たる停泊港 銚子)
 九 呼出名称 第二金剛丸(主たる停泊港 銚子)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A三 一、六二〇ケ
 二、四四〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十二号
 第七大杉丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十八日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一七〇七号
 二 免許人の氏名 榎原助之助
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第七大杉丸(主たる停泊港 銚子)
 九 呼出名称 第七大杉丸(主たる停泊港 銚子)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A三 一、六二〇ケ
 二、四四〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十三号
 第一明神丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月十二日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一〇二八号
 二 免許人の氏名 福原録次郎
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第一明神丸(主たる停泊港 銚子)
 九 呼出名称 第一明神丸(主たる停泊港 銚子)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A三 一、六二〇ケ
 二、四四〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

●電波監理委員会告示第千二百一十四号
 第十長栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月五日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七六二四号
 二 免許人の氏名 吉田長兵衛
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第十長栄丸(主たる停泊港 江名)
 九 呼出名称 第十長栄丸(主たる停泊港 江名)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A一、A二 一、六二〇ケ
 二、七〇〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 A一 A二 一〇〇W
 A三 三五WWW

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十五号
 第三十八山田丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月二十三日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六四六一号
 二 免許人の氏名 山田吉太郎
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 長崎無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第三十八山田丸(主たる停泊港 長崎)
 九 呼出名称 第三十八山田丸(主たる停泊港 長崎)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A一、A二 一、六二〇ケ
 二、五八〇ケ
 三、五〇〇ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 一〇〇W
 A三 格字変調 A三 四〇Wkeは二〇〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十六号
 第二大神丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十六日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一七三七号
 二 免許人の氏名 宮内平三郎
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第二大神丸(主たる停泊港 銚子)
 九 呼出名称 第二大神丸(主たる停泊港 銚子)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A三 一、六二〇ケ
 二、四四〇ケ
 三、七四五ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二百一十七号
 第八仲洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月二十二日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年三月十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五九七号
 二 免許人の氏名 遠藤伸敏
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 神奈川県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船中の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 第八仲洋丸(主たる停泊港 三崎)
 九 呼出名称 第八仲洋丸(主たる停泊港 三崎)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 A一、A二 一、六二〇ケ
 二、五八〇ケ
 三、五〇〇ケ
 水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 一〇〇W
 A三 格字変調 A三 四〇Wkeは二〇〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
 十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千二十八号

第三見九無線局の周波数は、昭和二十六年九月二十日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 常世田徳太郎
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第三見九(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号 第三見九(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 一〇W

●電波監理委員会告示第千二十九号

第十三見九無線局の周波数は、昭和二十六年十月三十一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 齋藤誠吾
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 小名浜漁業用海岸局、漁業通信
六 通信の事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第十三見九(主たる停泊港 小名浜)
九 呼出符号 第三見九(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 二五W

●電波監理委員会告示第千三十号

惠比寿九無線局の周波数は、昭和二十六年九月二十八日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 泉 ぼる
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 仙栄丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号 第三見九(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 一〇W

●電波監理委員会告示第千三十二号

仙栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十八日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 飯塚栄一郎
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 仙栄丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号 第三見九(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 一〇W

●電波監理委員会告示第千三十三号

第五大洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月二十一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 西沢與市
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 館浦、殿原、奈良尾、富江の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 館浦、殿原、奈良尾、富江の各漁業用海岸局、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第五大洋丸(主たる停泊港 館浦)
九 呼出符号 第五大洋丸(主たる停泊港 館浦)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 一〇W

●電波監理委員会告示第千三十四号

第二東盛丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 池永保次
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第二東盛丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号 第二東盛丸(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 一〇W

- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 惠比寿丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号 第三見九(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 二五W

●電波監理委員会告示第千三十一号

大源丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月二十六日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 名村汽船株式会社
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 地方電気通信取扱局、名村汽船株式会社所属船舶局
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、名村汽船株式会社所属船舶局
六 通信の事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 所 大源丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 J L L Y
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三、七五ke
四、〇〇〇ke
五、〇〇〇ke
六、〇〇〇ke
七、〇〇〇ke
八、〇〇〇ke
九、〇〇〇ke
十、〇〇〇ke
主装置
A一、A二 三、七五ke
四、〇〇〇ke
五、〇〇〇ke
六、〇〇〇ke
七、〇〇〇ke
八、〇〇〇ke
九、〇〇〇ke
十、〇〇〇ke
主発振
A一、A二 三、七五ke
四、〇〇〇ke
五、〇〇〇ke
六、〇〇〇ke
七、〇〇〇ke
八、〇〇〇ke
九、〇〇〇ke
十、〇〇〇ke
補助装置 A一、A二 三、七五ke
四、〇〇〇ke
五、〇〇〇ke
六、〇〇〇ke
七、〇〇〇ke
八、〇〇〇ke
九、〇〇〇ke
十、〇〇〇ke
水島発振
A一、A二 三、七五ke
四、〇〇〇ke
五、〇〇〇ke
六、〇〇〇ke
七、〇〇〇ke
八、〇〇〇ke
九、〇〇〇ke
十、〇〇〇ke
主発振 A二 リップル変調 二五W
五〇W

●電波監理委員会告示第千三十五号

幸徳丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 谷口竹次
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 香住漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 香住漁業用海岸局、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 第二東盛丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号 第三見九(主たる停泊港 銚子)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇ke
二、四四〇ke
三、五五〇ke
四、七八五ke
五、八八五ke
水島発振 終段抑制格子変調 一〇W

●電波監理委員会告示第千三十六号

鹿島丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月三日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許人の氏名 岡田商船株式会社
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 地方電気通信取扱局、岡田商船株式会社所属船舶局
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、岡田商船株式会社所属船舶局
六 通信の事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 鹿島丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 J J V J

217 昭27年3月13日 木曜日 官 報 第7553号

Table with 3 columns: 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日. Includes details for 昭27年3月13日 and 昭27年5月10日.

Table with 3 columns: 二 契約期間, 三 取扱の時期, 四 割増金. Includes details for 昭27年3月13日 and 昭27年5月10日.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

昭27年3月13日 木曜日 官 報 第7553号 216

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

Table with 3 columns: 一 開始, 二 廃止, 三 名称, 四 位置, 五 承継局. Lists various postal and telegraph offices.

建設省告示第二百十七号
その関係図面は、高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。

建設省告示第二百十八号
富士吉田都市計画公園及びその執行年度制を次のように決定する。

建設省告示第二百十九号
甲府特別都市計画地区区画整理を次のように変更する。

建設省告示第二百二十号
都市計画法第二條第二項の規定により、愛知特別都市計画地区を別紙図面表示の如く追加変更する。

建設省告示第二百二十一号
都市計画法第一條の規定により、愛知県豊田郡田原町を指定する。

建設省告示第二百二十二号
高知特別都市計画地区を別紙図面表示の如く追加変更する。

建設省告示第二百二十三号
高知特別都市計画地区を別紙図面表示の如く追加変更する。

その関係図面は、高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年三月十三日
建設大臣 野田 卯一

公庫の子算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
三月十一日提出
緊急質問提出 三月十一日提出

叙任及び辞令
昭和二十七年二月十一日
大蔵委員会に付託
議案付託(予備審査) 三月十一日議

文部省
文部次官 河村 正彌
文部事務官 市橋 静子

国会事項
○衆議院
議院開会 三月十一日大池事務局長から近藤参議院事務局長宛、本院は両院協議委員会委員佐藤昌三君任につきその補充として金原輝二を委員に選任した旨通知した。

議案提出
三月十一日閣内閣から提出
閣内閣提出案は次の通りである。
閣内閣提出案は次の通りである。

○大蔵省
大蔵事務官 梅原 重二
大蔵事務官 篠原 昌男

○資源庁
資源事務官 小岩井康男
資源事務官 藤田 豊

議案提出
三月十一日閣内閣から提出
閣内閣提出案は次の通りである。

議案提出
三月十一日閣内閣から提出
閣内閣提出案は次の通りである。

議案提出
三月十一日閣内閣から提出
閣内閣提出案は次の通りである。

議案提出
三月十一日閣内閣から提出
閣内閣提出案は次の通りである。

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

同 倉田 昇
倉田昇 倉田昇
倉田昇 倉田昇

223 昭和27年3月13日 木曜日 官報 第7553号

Table of administrative notices and legal proceedings, including sections for '左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する' and various case details.

昭和27年3月13日 木曜日 官報 第7553号 222

Table of administrative notices and legal proceedings, including sections for '左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する' and various case details.

第 7553 号

昭和27年3月13日 木曜日 官報 第7553号 228

衆議院法制局 編集
参議院法制局

現行法規總覽

全二十三綴 A5判 30,000頁 定價壹万五千元
本文上質印刷紙

註釈・参照條文挿入 五十音・年別索引付

第一法規出版株式會社

本社 東京都港区芝西久保桜川町25
電話芝(43)528・3565
支社 長野市岡田町176
電話4901・4902・5515
直接販売・内容見本贈呈

明治三十五年第三種郵便物認可

第十二期決算公告		第三十一期貸借対照表		第二期貸借対照表	
自昭和二十五年十二月一日至昭和二十六年十一月三十日		昭和二十六年十一月三十日現在		昭和二十六年十二月三十一日現在	
土地	三三、八〇〇、〇〇〇	預金	四九、五八二、八四〇	現金	六〇、三三三、八八四、八〇〇
建物	二、三九九、七九七、八七	有価証券	二、三三三、〇五〇、〇〇〇	債権	三、五、四九八、八八四、一〇〇
機械	二、〇六四、九一〇、三三	貸出金	五、七七八、八四〇	受入金	三、八四三、二八一、六七二
器具	一、六八五、〇九六	負債の部	二、七八一、六六七、三四	入金	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
備品	二、六二九、三九六	当座	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	立入金	四、〇六〇、一四六、三四四
什器		借入金	六、七五〇、〇〇〇	受入金	二、四九五、五三三、四一七
器具		借入金	一、四一四、六七三、四	入金	一、〇五〇、四九八、四四五
備品		借入金	二、七八一、六六七、三四	入金	三、七六八、三八五、二五
品		借入金	二、六二九、三九六	入金	三、八四三、二八一、六七二

第十三期決算公告		第三十二期貸借対照表		第三期決算公告	
自昭和二十六年十二月一日起至昭和二十七年二月二日		昭和二十七年一月二十三日		昭和二十七年一月二十三日	
土地	三三、八〇〇、〇〇〇	預金	四九、五八二、八四〇	現金	九六、六九七、〇〇〇
建物	二、三九九、七九七、八七	有価証券	二、三三三、〇五〇、〇〇〇	債権	五、七、七三〇、五七二
機械	二、〇六四、九一〇、三三	貸出金	五、七七八、八四〇	受入金	一、五、一九一、一六
器具	一、六八五、〇九六	負債の部	二、七八一、六六七、三四	入金	六、三、七三三、〇〇〇
備品	二、六二九、三九六	当座	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	立入金	八、五八、二五〇、〇〇〇
什器		借入金	六、七五〇、〇〇〇	受入金	六、六八、八〇〇、〇〇〇
器具		借入金	一、四一四、六七三、四	入金	一、一八〇、六九四、四六
備品		借入金	二、七八一、六六七、三四	入金	一、二六六、五七一、四〇
品		借入金	二、六二九、三九六	入金	四、三六、九八五、〇〇〇

第十四期決算公告		第三十三期貸借対照表		第四十五期決算公告	
自昭和二十七年三月一日起至昭和二十七年三月三十一日		昭和二十七年三月三十一日現在		昭和二十六年十一月三十日現在	
土地	三三、八〇〇、〇〇〇	預金	四九、五八二、八四〇	現金	三、七、五五三、六五六、四七
建物	二、三九九、七九七、八七	有価証券	二、三三三、〇五〇、〇〇〇	債権	一、五、四〇〇、〇七六、二〇
機械	二、〇六四、九一〇、三三	貸出金	五、七七八、八四〇	受入金	五、〇〇二、六三八、〇七
器具	一、六八五、〇九六	負債の部	二、七八一、六六七、三四	入金	九、〇七六、四一三、〇一三
備品	二、六二九、三九六	当座	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	立入金	三、六八六、七一〇、〇〇
什器		借入金	六、七五〇、〇〇〇	受入金	九、〇五六、二六四、〇六
器具		借入金	一、四一四、六七三、四	入金	三、七八一、八九一、二五
備品		借入金	二、七八一、六六七、三四	入金	三、二八七、五四九、五九
品		借入金	二、六二九、三九六	入金	三、七三三、八四二、六〇

定価 一月 二百四十円 三月 九百円 半年 一千七百円 一年 三千二百四十円
送料 郵便送料 別
代金引換 手数料 別
電話 九段(33) 三三三三 官報課
振替 東京 一九〇〇〇 官報課
印刷 行所 東京都新宿区市谷本村町一五
電話 九段(33) 三三三三 官報課
振替 東京 一九〇〇〇 官報課

訂正公告
本紙二月二十六日・二十八日及び三月一日掲載の愛知那那株式会社解散公告中清算人楠田通雄とあるは押田通雄の誤りに付訂正致します。
愛知那那